（組織）

第二十二条　会議は、官民データ活用推進戦略会議議長、官民データ活用推進戦略会議副議長及び官民データ活用推進戦略会議議員をもって組織する。

（官民データ活用推進戦略会議議長）

第二十三条　会議の長は、官民データ活用推進戦略会議議長（以下「議長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会議の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　議長は、重点分野（特に重点的に官民データ活用の推進を図るべき分野をいう。）を指定することができる。

4　議長は、第二十一条第二項に規定する議員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該議員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

5　議長は、第二十一条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

（官民データ活用推進戦略会議副議長）

第二十四条　会議に、官民データ活用推進戦略会議副議長（以下「副議長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2　副議長は、議長の職務を助ける。

（官民データ活用推進戦略会議議員）

第二十五条　会議に、官民データ活用推進戦略会議議員（次項において「議員」という。）を置く。

2　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　議長及び副議長以外の全ての国務大臣

二　内閣情報通信政策監

三　官民データ活用の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（資料の提出その他の協力）

第二十六条　会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（地方公共団体への協力）

第二十七条　地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、会議に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2　会議は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（政令への委任）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（必要な協力）

2　国は、この法律の円滑な施行に資するため、地方公共団体による官民データ活用の推進に関する施策の円滑な実施が確保されるよう、地方公共団体の区域の実情を勘案して必要があると認める場合には、必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

3　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正）

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データ（以下この号において「官民データ」という。）の適正かつ効果的な活用の推進に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、施策の評価その他の官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整に関すること。

第三十条の次に次の一条を加える。

（官民データ活用推進戦略会議）

第三十条の二　第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を所掌させるため、別に法律で定めるところにより、本部に、官民データ活用推進戦略会議を置く。

内閣総理大臣　安倍　晋三

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百四号

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本的施策
第一節　国の施策（第十一条―第二十三条）
第二節　地方公共団体の施策（第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2　この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。